

「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について

(趣旨)

「電力の小売営業に関する指針」の改定案について、パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、経済産業大臣に建議することについて御検討いただく。

主なポイント

1. これまでの検討状況について

本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的とし、平成28年1月に制定された。

今般、小売全面自由化前後の状況や、本指針等に係る取組状況調査の結果及び電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合における本年4月以降2回にわたる議論等を踏まえ、本指針の改訂について審議を行った。更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年6月1日から6月30日にかけて、パブリックコメントを募集したところ。

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、計32通の意見をいただいた（意見の内容及びそれに対する考え方については資料5-1参照）。パブリックコメントの意見を踏まえ、3. のとおり改定案の修正を行う予定。

3. 改正案の一部修正と経済産業大臣への建議

小売電気事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において公表する際の方法については、その事業者名・住所・連絡先を公表するという方法や、当該媒介・取次・代理業者のホームページへのリンクを掲載するなどの方法が考えられる。この点について、原案では特段記載していなかったが、各小売電気事業者において、どのような形で情報を公表するかは、需要家への分かりやすさ等の観点から判断すべきものである。このことを踏まえ、次頁のとおり「媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において『分かりやすく』公表することが望ましい」旨追記する修正を行うことについて、審議いただく。

また、修正した指針案を資料5-2により経済産業大臣に建議することに関し、対応を御検討いただく。

【パブリックコメントを踏まえた修正案（※下線部を追加）】

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為
ウ 望ましい行為

小売の全面自由化に便乗して、小売電気事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う事例が発生している。これらの中には、長期間かつ高額のリース契約を伴うものなどもあり、解約に際してトラブルも発生している。

このような状況等を踏まえ、小売電気事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することは、上記のようなトラブルの防止に資するため望ましい。

<参考>「電力の小売営業に関する指針」の改定案の内容について

①小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における望ましい行為の追加

小売電気事業者の代理店である等と詐称する事例が発生していることを踏まえ、各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加。

②電源構成等の適切な開示の方法における望ましい行為の追加

ホームページでの電源構成の開示が、分かりにくい場所に表示されている事例が多く見られることを踏まえ、小売電気事業者がホームページ等において電源構成を開示する際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載することを「望ましい行為」として追加。

③電源構成等の適切な開示の方法における望ましい算定や開示の方法についての明確化

電源構成開示について、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る旨を追記。

④電源構成等の適切な開示の方法において一般的に問題となるものについての明確化（1）

小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に、発電構成の表示と併せて「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することは問題ない旨を追記。ただし、いずれについても小売の電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。

⑤電源構成等の適切な開示の方法において一般的に問題となるものについての明確化（２）

昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなす事例のほか、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことについても、「異なる時点間で電力量を移転する取扱い」として「問題となる行為」の例示として明記。

⑥小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続についての明確化（１）

小売電気事業者の倒産等により小売供給契約を解除する場合にも、小売電気事業者及び一般送配電事業者には、需要家保護の観点から、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続が求められ、そのような適切な対応を怠ることを「問題となる行為」として明記。

⑦小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続についての明確化（２）

需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合に、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続をとらなくとも問題とならない旨明記。

⑧その他技術的修正

第２弾改正電気事業法の施行に伴う引用条文の修正など、技術的な観点に基づき修正。